

F A X 送付案内

平成27年 5月29日

A 4 2 枚 (本状含む)

関係各位



鹿児島県農政部畜産課 家畜衛生係

鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL:099-286-3226 FAX:099-286-5599
eikan@pref.kagoshima.lg.jp

「鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ等対策本部」の解散について

平素よりお世話になっております。

本対策本部は、昨年11月に、出水市のマナヅルでの高病原性鳥インフルエンザ感染事例の発生が確認され、本市で野鳥の感染や他県での発生が確認され、県内で発生防止を図るため、全庁的な協力体制の構築もと諸般の対策を講じてきました。現在、我が国は、国際規定に基づき4月24日付けで清浄国に復帰し、また、出水市のツルについても4月までに北帰行を終えたところですので、このようなことから、本県対策本部は、養鶏農場に対する「飼養衛生管理基準の遵守強化期間」が終了する5月末日をもって解散することとしましたので、御了知おきください。

なお、現在においても、周辺国では継続的に発生が確認されており、国内への侵入リスクは解消されてはおりません。関係者の皆様におかれましては、引き続き、本病侵入防止対策に万全を期していただきますよう、よろしくお願い致します。

- ・台湾における発生件数：2015年1月以降
合計918件（2015年5月18日現在）
- ・韓国における発生件数：2014年1月以降
合計363件（2015年5月5日現在）

鳥インフルエンザに関する情報（農林水産省HP）

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

本病侵入防止対策

野鳥、ネズミ等の侵入防止対策、消毒の徹底（車、人）をはじめとした飼養衛生管理基準の遵守の徹底と、特に次の事項について日頃から確認いただき、小さな不備でも修繕・整備など早急に実施していただくよう、また、異常を認められた際の早期発見早期通報の徹底についてもご指導いただくようお願い致します。

- 1 鶏舎の穴をふさぐ（野生動物・ネズミ等の侵入防止）
- 2 防鳥ネットの補修（隙間のないように）
- 3 飲み水対策（水道水でない場合は消毒実施）
- 4 鶏舎専用の長靴、衣服の着用（鶏舎にウイルスを持ち込まない）
- 5 消毒の実施（鶏舎毎の踏込消毒槽、車両消毒、手指の消毒、鶏舎周囲への石灰の散布）

平成27年 5月29日

鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ等対策本部各部署 }
鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ等対策本部各幹事 } 殿

鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ等対策本部長
伊藤 祐一郎

「鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ等対策本部」の解散について（通知）

本対策本部は、昨年11月29日に、出水市のマナヅルでの高病原性鳥インフルエンザ感染事例の確認を受けて設置し、同市での野鳥の感染や他県での発生が確認される中、県内養鶏農場での発生を防止するため、全庁的な協力体制のもと諸般の対策を講じてきました。

おかげをもちまして、本県では養鶏農場での発生はなく、野鳥の感染事例のみで封じ込めることができました。庁内関係者はもとより、これまで御協力いただいた県民の皆様をはじめ、防疫対策に御尽力いただいた多くの関係者の方々に心からお礼を申し上げます。

国内においては、全ての発生農場における防疫措置が1月23日までに完了し、その後の3ヶ月間に新たな発生がなかったことから、国際（OIE）規定に基づき4月24日、清浄国に復帰し、また、出水市のツルについては4月までに北帰行を終えたところです。

このようなことから、本対策本部を養鶏農場に対する「飼養衛生管理基準遵守強化期間」が終了する5月末日をもって解散することとしました。各本部員のこれまでの御尽力に感謝いたします。

県としては、近隣諸国において、高病原性鳥インフルエンザなどの発生が依然として継続していることから、基幹産業である畜産における防疫体制の強化を図るため、全力を挙げて取り組む必要があると考えており、引き続き、生産者をはじめ関係者と一体になって防疫対策の徹底を図ることとしていますので、今後とも皆様のより一層の御協力をお願いします。

農政部畜産課
家畜衛生係 大菌・濱崎
TEL 099-286-3224
FAX 099-286-5599